

2023年度に正科生として出願し、資格取得を目指す場合の注意点 (正科生 3年次・4年次編入学)

社会福祉士国家試験受験資格の取得を目指す場合

- 3年次編入学で国家試験受験資格の取得を目指すみなさん

3年次編入学で実習科目の履修が必要な社会福祉士国家試験受験資格取得希望者に対し、出願時の入学選考に加え、「社会福祉士実習履修者・入学前選抜」(以下、入学前選抜)を導入します。この入学前選抜には、入学選考料とは別に入学前選抜の選抜受験料がかかる予定です。ただし、正科生への編入学前となる2023年3月31日(金)までに1年以上の相談援助業務の実務経験があり、出願時に申請する「実習免除申請」が認められ、実習科目の履修を必要としない入学者については、入学前選抜を受験する必要はありません。

精神保健福祉士国家試験受験資格の取得を目指す場合

- 3年次編入学で国家試験受験資格の取得を目指すみなさん

3年次編入学で実習科目の履修が必要な精神保健福祉士国家試験受験資格取得希望者に対し、入学後に「精神保健福祉士実習履修者・学内選抜」(以下、学内選抜)を実施します。この学内選抜の選抜受験料は無料です。ただし、正科生への編入学前となる2023年3月31日(金)までに1年以上の相談援助業務の実務経験があり、出願時に申請する「実習免除申請」が認められ、実習科目の履修を必要としない入学者については、学内選抜を受験する必要はありません。

- 2023年度に4年次編入学で国家試験受験資格の取得を目指すみなさん

(社会福祉士国家試験受験資格・精神保健福祉士国家試験受験資格)

2023年度はカリキュラム移行期間のため、所管官庁からの通知に則り、新カリキュラムの4年次編入学生を募集することができません。4年次編入学が可能な方で、国家試験受験資格の取得を希望する方は、2023年度の3年次編入学、または2024年度以降の4年次編入学での出願をご検討ください。

2024年度以降に正科生として出願し、資格取得を目指す場合の注意点 (正科生 3年次・4年次編入学)

2024年度以降は、4年次編入学で国家試験受験資格の取得を目指す学生の募集を再開します。

社会福祉士国家試験受験資格の取得を目指す場合

- 3年次・4年次編入学で国家試験受験資格の取得を目指すみなさん

3年次・4年次編入学で実習科目の履修が必要な社会福祉士国家試験受験資格取得希望者に対し、出願時の入学選考に加え、「社会福祉士実習履修者・入学前選抜」(以下、入学前選抜)を実施します。この入学前選抜には、入学選考料とは別に選抜受験料がかかる予定です。ただし、正科生への編入学前となる2024年3月31日(日)までに1年以上の相談援助業務の実務経験があり、出願時に申請する「実習免除申請」が認められ、実習科目の履修を必要としない入学者については、入学前選抜を受験する必要はありません。

精神保健福祉士国家試験受験資格の取得を目指す場合

- 3年次・4年次編入学で国家試験受験資格の取得を目指すみなさん

3年次・4年次編入学で実習科目の履修が必要な精神保健福祉士国家試験受験資格取得希望者に対し、入学後に「精神保健福祉士実習履修者・学内選抜」(以下、学内選抜)を実施します。この学内選抜の選抜受験料は無料です。ただし、正科生への編入学前となる2024年3月31日(日)までに1年以上の相談援助業務の実務経験があり、出願時に申請する「実習免除申請」が認められ、実習科目の履修を必要としない入学者については、学内選抜を受験する必要はありません。